

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年1月30日

分任支出負担行為担当官

近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長

茂木 正史

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 令和7年度広域農業基盤整備管理調査湖東平野地区大坪分水工
水位観測機器設置業務
- (2) 仕様書 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年3月20日まで
- (4) 納入場所 滋賀県愛荘町

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 近畿農政局における令和7・8年度一般競争参加資格のうち「電気」又は「電気通信」の認定を受けており、近畿管内を営業区域としていること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿「建設工事」の登録者であること。
の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15近総第408号（理））に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 電子媒体による交付場所
 - ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
 - イ 近畿農政局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>
- (2) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先
〒612-0855 京都市伏見区桃山町永井久太郎56
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 庶務課経理第1係 佐竹
電話 075-602-1313

4 競争参加資格確認のための提出資料及び期限

- (1) 提出資料 ア 近畿農政局における令和7・8年度一般競争参加資格のうち「電気」又は「電気通信」確認通知書の写、又は令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者受付番号通知書の写
- (2) 提出期限 令和8年2月17日 午後5時00分

(3) 提出方法 上記3 (2) 宛てに持参又は郵送 (普通郵便可) 若しくはメールにより提出すること。

メールアドレス : yodocho_keiri@maff.go.jp

なお、電子調達システムを利用して見積書を提出する場合は、システム内で資格確認を行うため

(1) アの提出は不要。

5 見積書の提出場所及び提出期間

(1) 提出場所 電子調達システムにて送信。

(2) 提出期間 令和8年2月10日午前9時00分から令和8年2月17日午後5時00分まで

(3) 紙入札による場合の提出方法

ア 見積書 (別紙様式第1-1号) に必要事項を記載し封緘すること。

イ 見積を代理人をもって行う場合には、委任状を提出すること。

ウ (2) の提出期限までに持参又は上記3 (2) 宛てに郵送 (送達過程が記録される書留郵便等にて必着のこと。)

6 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時 令和8年2月18日 午前11時00分から

(2) 場所 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所

7 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

(1) このオープンカウンター方式による見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和8年2月5日 午後5時00分までに、電子メール (メールアドレス : yodocho_keiri@maff.go.jp) により件名 : 「令和7年度広域農業基盤整備管理調査湖東平野地区大坪分水工水位観測機器設置業務に関する質問」として提出すること。(電話による問い合わせは受け付けない。) なお、電子メールによる提出が困難な場合は上記3の(2)に書類の持参によることを認める。なお質問に対する回答は、令和8年2月9日に近畿農政局ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 見積の結果、採用者は速やかに見積額の内訳書を提出すること。

(2) 本公告に記載なき事項は、近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所オープンカウンター方式実施要領による。

お知らせ

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程 (平成19年農林水産省訓令第22号) が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) をご覧下さい。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について (令和2年7月17日閣議決定) に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。

詳しくは調達ポータルホームページ

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>